

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和 32 年瀬戸市議会規則第 1 号）第 12 条の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 7 日

瀬戸市議会議長 宮菌 伸仁 殿

提出者 瀬戸市議会議員 富田 栄一

賛成者 瀬戸市議会議員 池田 信子

” 朝井 賢次

” 西本 潤

” 浅井 寿美

” 柴田 利勝

” 戸田 由久

” 長江 秀幸

4年議員提出第1号議案

ロシアのウクライナ侵攻を非難する決議

2月24日から始まったロシア軍によるウクライナ侵攻は、国連憲章に違反した国際社会の平和と安全を著しく損なう行為であり、断じて容認することのできない暴挙である。このような軍事力を背景とした一方的な領土変更は断じて許されない。

瀬戸市議会は、ロシアに対し即時停戦と部隊をロシア国内へ無条件で撤収するよう強く求めるものである。

また、日本政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保や我が国への影響対策についても万全を尽くすことを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日

瀬戸市議会

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市議会としてロシアのウクライナ侵攻を非難する必要があるからである。